

鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後					改正前				
鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱					鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金交付要綱				
第1条 略					第1条 略				
第2条 本補助金は、多忙な介護現場等で働く職員が多様な研修に参加することが可能となることで、介護職員等の資質向上とキャリアパスの構築を図ることを目的として交付する。					第2条 本補助金は、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となることで、介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図ることを目的として交付する。				
第3条 略					第3条 略				
第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長及び障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。 2～3 略					第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。 2～3 略				
第5条～第8条 略					第5条～第8条 略				
別表1（第3条関係）					別表1（第3条関係）				
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 介護人材等キャリアアップ研修支援事業	・県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。）	現任介護職員等のキャリアアップに資する研修の受講費	1/2	1人につき50千円	(1) 介護人材キャリアアップ研修支援事業	県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。）	現任介護職員のキャリアアップに資する研修の受講費	1/2	1人につき50千円
(2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業	・県内に所在する障害福祉サービス事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定による指定を受けた事業者とする。以下「障害福祉サービス事業者」という。）	現任介護職員等の研修受講中の代替要員確保のため、新たに雇用し、又は労働者派遣事業者から新たに派遣される職員（以下「代替職員」という。）に要する人件費	10/10	7,875円/日×代替職員の勤務日数（研修受講に要する日数を上限とする。）	(2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業	居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。）	現任介護職員の研修受講中の代替要員確保のため、新たに雇用し、又は労働者派遣事業者から新たに派遣される職員（以下「代替職員」という。）に要する人件費	10/10	7,875円/日×代替職員の勤務日数（研修受講に要する日数を上限とする。）
別表2					別表2				
補助対象研修		別表1の第1欄に掲げる事業			補助対象研修		別表1の第1欄に掲げる事業		
		(1)	(2)	(1)			(2)		
①介護職員初任者研修		-			①介護職員初任者研修		-		
②介護福祉士実務者研修		-			②介護福祉士実務者研修		-		
③生活援助従事者研修		○			③生活援助従事者研修		○		
④喀痰吸引等研修		○			④喀痰吸引等研修		○		
⑤認知症ケアに携わる介護従事者の研修（ <u>認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修</u> ）		○			⑤認知症ケアに携わる介護従事者の研修（ <u>認知症介護基礎研修及び認知症ケアに携わる多職種協働研修を除く。</u> ）		○		
⑥サービス提供責任者研修		○			⑥サービス提供責任者研修		○		
⑦（公社）日本介護福祉社会が定める生涯研修体系（介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修、認定介護福祉士養成研修）		○			⑦（公社）日本介護福祉社会が定める生涯研修体系（介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修、認定介護福祉士養成研修）		○		
⑧ <u>その他障がい福祉課長が認める障害福祉サービスの資質向上につながる研修（障害福祉サービス事業者に限る。）</u>		○							

様式第1号

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業計画（報告）書

1 事業者情報

法人名	
法人住所	〒
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※一般課税事業者の場合、税抜金額で申請（報告）を行ってください。

2 事業内容等

補助事業 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> (1) 介護人材等キャリアアップ研修支援事業 <input type="checkbox"/> (2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業
受講者数 ※1	名 (名)
代替要員数 ※2	名

※1：補助事業（2）を活用する場合は、別表2の補助対象研修①及び②の研修受講者も含めた人数を（ ）書きで追記してください。

※2：該当の場合のみ記載してください。

3～4 略

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業収支予算（決算）書

1～2 略

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

様式第1号

年度鳥取県介護職員スキルアップ支援事業計画（報告）書

1 事業者情報

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※一般課税事業者の場合、税抜金額で申請（報告）を行ってください。

2 事業内容等

補助事業 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> (1) 介護人材キャリアアップ研修支援事業 <input type="checkbox"/> (2) 各種研修参加に係る代替要員の確保対策事業
受講者数 ※1	名 (名)
代替要員数 ※2	名

※1：補助事業（2）を活用する場合は、別表2の補助対象研修①及び②の研修受講者も含めた人数を（ ）書きで追記してください。

※2：該当の場合のみ記載してください。

3～4 略

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護職員スキルアップ支援事業収支予算（決算）書

1～2 略

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱（令和7年5月28日付第202500023161号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

様

申請者名：

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～5 略

(別紙)

年度鳥取県介護職員等スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額

1～7 略

3 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金交付要綱（令和7年5月28日付第202500023161号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

様

申請者名：

年度鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～5 略

(別紙)

年度鳥取県介護職員スキルアップ支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額

1～7 略

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。